

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画 (素案)

令和5年〇月

<目次>

第1章 計画の概要

1	計画策定の経緯	1
2	計画の根拠	1
3	管理すべき鳥獣の種類	1
4	計画期間	1
5	計画対象区域	1

第2章 第4次計画の成果と課題

1	目標の達成状況	3
2	事業の成果と課題	3

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本的な考え方	9
2	計画の目標	9
3	ゾーニングの考え方と管理方針	9
4	重点的な取組方向	11
5	モニタリングと進捗管理	12
6	実施体制	12

第4章 管理事業

1	区域（エリア）別の実施目標と管理事業	14
2	区域（エリア）別の役割分担	18
3	個体数調整	18
4	生息環境管理	21
5	被害防除対策	21
6	モニタリング	22
7	広報・普及啓発	23
8	市街地出没対応	23
9	I C T技術等の活用検討	23

第1章 計画の概要

1 計画策定の経緯

本県では、ニホンジカは主に丹沢山地に生息し、1990年代から高標高域での高密度化による自然植生の退行が顕在化し、生物多様性保全の観点から憂慮すべき事態となるとともに、農林業被害が恒常化し、一方では栄養状態の悪化等、ニホンジカ地域個体群の維持への影響も懸念されるようになった。

こうしたことから、県は丹沢山地の生物多様性の保全と再生及び農林業被害の軽減を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、2003（平成15）年3月に神奈川県ニホンジカ保護管理計画を策定し、その後2007（平成19）年3月に第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画、2012（平成24）年3月に第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画（2015（平成27）年5月29日の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、第3次神奈川県ニホンジカ管理計画とした。以下「第3次計画」という。）、そして2017年（平成29）年3月に第4次神奈川県ニホンジカ管理計画を策定し、個体数調整、生息環境管理、被害防除対策及びモニタリングを実施してきた。

これまでの取組により、継続して捕獲を実施している場所では生息密度が減少傾向にあり、部分的に植生回復の傾向が確認されるようになった一方で、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。また、箱根山地では、ニホンジカの生息密度の上昇等が顕著に見られ、植生に明らかな影響が生じている状況となっている。

こうした状況に対応するため、第4次計画に引き続き、第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 計画の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画として策定する。

3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下、「シカ」という。）

4 計画期間

2023（令和5）年4月1日から2027（令和9）年3月31日まで

5 計画対象区域

(1) 保護管理区域

県内33市町村のうち、シカの主要な生息分布域である丹沢山地を含む8市町村

相模原市（緑区のうち旧津久井町の区域）、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町及び清川村

(2) 定着防止区域

(1) 以外で、シカの生息や目撃情報等が得られている市町

相模原市（緑区のうち旧藤野町、旧相模湖町、旧城山町の区域）、平塚市、小田原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町

(※第3次計画中は「分布拡大防止区域」、第2次計画中は「監視区域」)

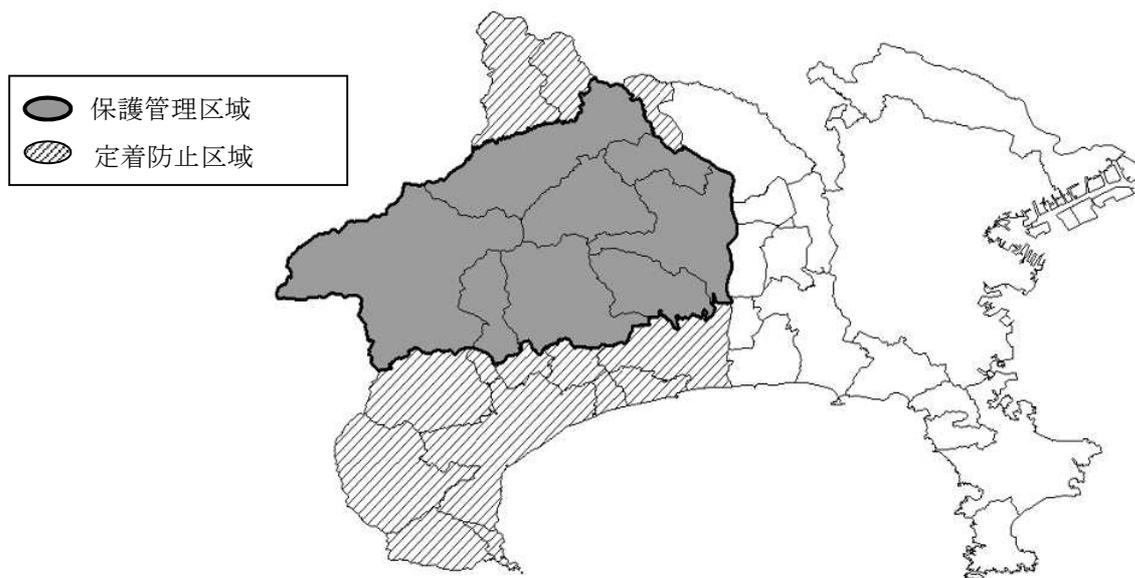


図 1-1 保護管理区域と定着防止区域

第2章 第4次計画の成果と課題

1 目標の達成状況

第4次計画では、「生物多様性の保全と再生」、「丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続」、「農林業被害の軽減」、「丹沢山地以外でのシカ定着の防止」の4つを管理の目標として対策に取り組んだ。

(1) 生物多様性の保全と再生

保護管理区域のシカの生息密度は、捕獲を実施している場所では減少傾向であると推測され、一部地域で植生回復も見られるようになった。しかし、シカの影響による植生衰退は継続しており、目標を達成していない。

(2) 丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続

保護管理区域では、丹沢山地でシカが絶滅の危機に瀕するような状況に無いので、目標の一部は達成している。しかしながら、生息環境管理エリアでの林床植生の衰退が継続しているため、安定的に存続する状態にあるかは、引き続きシカと植生の関係をモニタリングして評価する必要がある。

(3) 農林業被害の軽減

地域ぐるみで対策に取り組んだ地域では、取組の効果が見られるが、全体としては、農林業被害は減少しておらず、目標を達成していない。

(4) 定着防止による被害拡大の防止

定着防止区域での農業被害が継続し、箱根山地等においてシカの生息密度の顕著な上昇も見られることから、シカの増加抑制及び森林への影響の防止の目標を達成していない。

2 事業の成果と課題

(1) 保護管理区域全体

保護管理区域を「自然植生回復エリア」、「生息環境管理エリア」、「被害防除対策エリア」にゾーニングし、自然植生回復エリアでは、林床植生を早急に回復させること、生息環境管理エリアについては、このエリアをシカの主な生息域と位置づけた上で、植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に存続させること、被害防除対策エリアでは、農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、管理事業を実施した。

その結果、植生回復目的の管理捕獲を継続的に行っている地域ではシカ生息密度は減少傾向を示し（図 2-1、2-2）、一部地域では林床植生の回復も見られ、シカの栄養状態についても改善の傾向が見られている。

しかし、保護管理区域全体で林床植生が回復するには至っておらず、農林業被害は依然継続しているため、引き続き、個体数調整をはじめとする管理事業を継続していく必要がある。

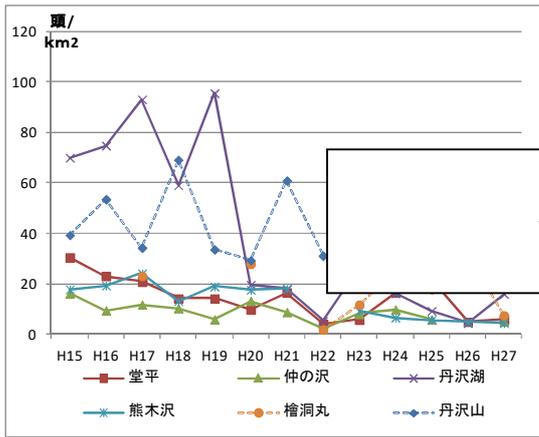


図 2-1 平成 15 年度から管理捕獲を行っている箇所の生息密度の推移

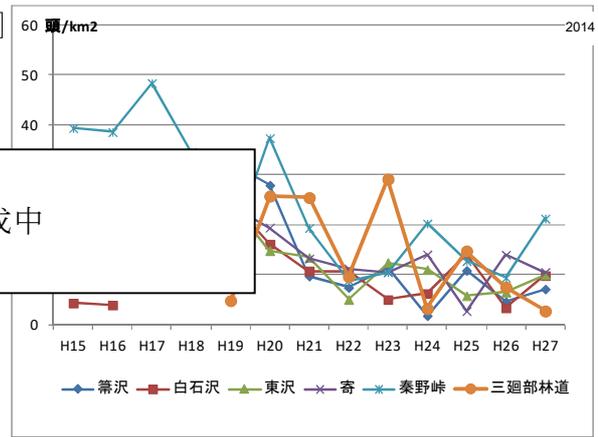


図 2-2 平成 19 年度から管理捕獲を行っている箇所の生息密度の推移

(2) 保護管理区域－自然植生回復エリア（主に高標高域）における取組

ア 実施状況

県が、民間事業者等への委託により、植生回復を目的とした管理捕獲を実施した。また、自然環境保全センターに配置したワイルドライフレンジャー（以下、WLR）が、巻狩りが困難な高標高の稜線部等で、効果的な捕獲方法を試行しながら管理捕獲を実施した。

国立公園特別保護地区等の稜線部を中心に継続して植生保護柵を設置した。

イ 実施目標の達成状況

シカ生息密度を低減し、林床植生を早期に回復させることを目指し、林床植生の植被率 50%以上の地点数を 21 地点に増やすことを実施目標とした。しかし、H28～R2 年度に行った調査の結果では、指標を満たした地点数は 15 地点に留まり、実施目標を達成していない。（表 2-1）。

植被率の増加量が 10%以上だった箇所及び増加量が 10%未満でも植被率が 50%に到達している箇所があわせて、全体の 7 割程度となっているため、安定ないし回復傾向にある場所が一定の割合で確認できる。しかし、植被率が高い場所は不嗜好性種や採食耐性種が優占している状態で、種組成の回復は見られていない。

表 2-1 第 4 次計画における実施目標の達成状況（自然植生回復エリア）

目標達成状況の指標	計画当初 (H27 年度調査結果)	目標 (H28～H32)	実績 (R28～R2 年度調査 結果)
林床植生の植被率が 50%以上の地点数	14 地点/25 地点	21 地点/25 地点	15 地点/25 地点

ウ 成果

管理捕獲を継続的に実施している箇所では生息密度が低下し、エリア全体で見ても、20 頭/km² を超える著しい高密度地は減少した。また、低密度化した場所の一部では植被率の増加がみられる。

さらに、WLR の捕獲により、巻狩り困難地での捕獲手法について知見が蓄積され、実行性が確認できた。

エ 課題

生息密度は低下傾向にあるものの、捕獲が困難な高標高の稜線部では、依然として10 頭/km² を超える高い状態が継続しており、エリア全体で見ると低密度（5 頭/km²）になった場所は少ない。また、植被率増加が見られる場所は部分的であり、エリア全体で植生回復傾向が見られる状態ではない。さらに、植被率の増加は、大部分が不嗜好性植物の成長によるものであり、更新木の成長は低調である。管理捕獲の継続と強化が必要であるが、植生回復には数十年単位に及ぶ長い時間を要するため、持続可能な管理捕獲の仕組みについて検討する必要がある。

(3) 保護管理区域－生息環境管理エリア（主に中標高域）における取組

ア 実施状況

水源の森林づくり事業等により間伐等の森林整備を行い、土壌保全等森林の公益的機能の向上を図るとともに、シカ等の生息環境の改善を図った。

これらの森林整備の実施状況やシカの生息状況に応じて、森林管理者と管理捕獲実施者で情報共有を行いつつ、森林整備が実施されている場所やその周辺部においてシカの管理捕獲を行った。

イ 実施目標の達成状況

林床植生の衰退が生じないレベルでシカを安定的に生息させることを目指し、林床植生の植被率 25%以上の地点数を 15 地点に増やすことを実施目標としたが、H28～R2 年度に調査を行った結果、指標を満たした地点数は 9 地点と減少しており、実施目標を達成していない（表 2-3）。植被率が増加している場所はあるが、ほとんどの箇所では植被率が低い状態は変わっていない。

要因として、植被率が增加するレベルまでシカの生息密度が低下していないことが考えられるが、継続的な管理捕獲により大幅に密度が低下しても、植被率が改善していない場所も見受けられる。また、植生保護柵を設置した箇所でも植被率が顕著に増加しない場所が確認されている。このことから、シカの生息密度だけではなく、光環境や立地条件等が関係していると考えられる。

表 2-3 第 4 次計画における実施目標の達成状況（生息環境管理エリア）

目標達成状況の指標	計画当初 (H27 年度調査結果)	目標 (H28～H32)	実績 (H28～R2 年度調査 結果)
林床植生の植被率が 25%以上の地点数	10 地点/27 地点	15 地点/27 地点	9 地点/27 地点

ウ 成果

管理捕獲を継続的に実施している箇所では生息密度が低下傾向にあり、間伐後の人工林や登山道沿い等、光環境の良い場所では林床植生の成長が見られる。

エ 課題

エリア全体的に植被率の増加が見られないため、植生とシカの生息密度のバランスが取れた状態になっていないと考えられる。

また、各地で同時並行的に実施される森林整備と管理捕獲の連携については、県管理捕獲のみが実施されている状況にあり、森林整備地周辺での市町村の管理捕獲は実施されていない等、不十分な状況にある。よって、丹沢山地でシカを安定的に存続させることを前提に、現在の捕獲の仕組みを検証した上で、持続的な個体数調整が可能となるよう、体制や役割分担を検討し、シカ管理捕獲と森林整備の連携を継続する必要がある。

猟区の一部では、入猟者数の減少等により、狩猟による捕獲数が低位となっており、生息密度が上昇しやすい状況にあると見られることから、シカの生息状況と林床植生への影響を把握し、必要に応じて、猟区管理者と調整しながら猟期外に管理捕獲を行う等の対応を継続する必要がある。

(4) 保護管理区域－被害防除対策エリア（主に山麓部）における取組

ア 実施状況

市町村等が農地周辺でのシカの定着を解消することを目標とした管理捕獲を実施した。また、県や市町村等による被害対策に関する情報提供や技術支援等により、地域での主体的かつ総合的な取組を促進するとともに、農業従事者の狩猟免許取得や、免許取得者が地域の担い手へ定着することを促進した。

市町村での被害防止対策の取組として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に基づき、シカを対象鳥獣とした被害防止計画が 17 市町で策定された。また、この計画に基づき、捕獲等の対策を実施するために鳥獣被害対策実施隊が 17 市町で設置された。

県では、かながわ鳥獣被害対策支援センターの職員が、農業者や市町村等へ被害対策に関する情報提供や技術的助言を行った（表 2-6）。

表 2-6 かながわ鳥獣被害対策支援センターによる支援内容

情報提供	技術的助言
集落環境調査結果の報告 鳥獣の生態系の勉強会の実施 センサーカメラによる生息状況の提供	捕獲器設置場所等の助言 集落環境診断による対策案の提示・合意形成 防護柵設置作業の支援

イ 実施目標の達成状況

県や市町村の支援により、地域ぐるみの対策に取り組んでいる地区数は 14 地区に増加し、実施目標は達成した（表 2-7）。なお、支援を行った地区の多くで農業被害が減ったという声が聞かれている。

表 2-7 第 4 次計画における実施目標の達成状況（被害防除対策エリア）

目標達成状況の指標	計画当初	目標 (H28～H32)	実績 (R3 年度末時点)
県や市町村の支援により地域ぐるみの被害防除対策に取り組んでいる地区数	8 地区	地区数の増加	14 地区

ウ 成果

市町村による捕獲の強化や奨励金制度の設立により捕獲数は大きく増加した。

かながわ鳥獣被害対策支援センターによる支援等により集落環境調査、講習会等の実施を通じて、地域の農業者、市町村等が連携・協力し、地域主体の被害対策の意識向上や対策の実施が図られる等、一部の地域では地域ぐるみによる被害防除対策の取組が進展した。

農業従事者等の免許取得を促進した結果、わな猟免許所持者数が増加した。

エ 課題

地域ぐるみによる取組は広がりつつあるも、シカによる農業被害は減少傾向にならないことから、市町村等による農林業被害軽減のための管理捕獲を継続するとともに、地域ぐるみの被害防除対策の取組をさらに広げていく必要がある。

また、捕獲数が増加する一方で、捕獲従事者の高齢化に伴い、担い手が不足している。引き続き、農業従事者等の免許取得を推進するとともに、免許取得者が地域の担い手として定着する取組が必要である。

(5) 定着防止区域における取組

ア 実施状況

農地周辺でのシカの定着を防止することを目標に市町村等が計画的に管理捕獲を実施した。さらに、県が箱根山地の稜線域で、シカの生息状況を把握しながら管理捕獲を実施するとともに、小仏山地で実施したモニタリング結果を市へ情報提供した。

また、シカの被害対策に関する情報提供や技術的支援等を県や市町村等で行うことにより、地域での主体的かつ総合的な取組を促進した。

このほか、環境省主催の富士箱根伊豆国立公園箱根地域ニホンジカ管理検討会に参加し、多様な主体による取組を進めるための情報交換を行った。

イ 実施目標の達成状況

農業被害は継続して発生しており、シカの生息密度の上昇も見られることから、シカの増加抑制及び森林への影響の防止の目標を達成していない。

ウ 課題

捕獲数は増加しているが、生息密度の増加に歯止めがかかっていない。また、箱根山地では植生に明らかな影響が生じ始めている状況にある。

今まで以上に捕獲圧を高める必要性が生じるが、従前の捕獲体制で高めることは困難であり、新たな捕獲主体が必要と考えられる。

(6) その他

ア シカ猟の規制緩和

狩猟を通じたシカの個体数調整を進めるため、1人1日あたりの捕獲頭数の制限をなくすとともに、シカ猟における狩猟期間を2月末日まで延長した。

狩猟者登録者数が減少傾向にある中で、狩猟によるシカ捕獲数は横ばいの状況を維持しており、今後も規制緩和を継続する必要がある。

イ 担い手の育成

狩猟の魅力・楽しさを伝え、狩猟のイメージアップを図るとともに、実猟体験等実践的な内容により、捕獲の担い手を確保することを目的として、「かながわハンター塾 2nd ステージ」を実施した。

また、シカ猟経験の少ない狩猟者が、捕獲の従事経験を積むことができるよう、県が実施する管理捕獲に経験の浅い免許所持者が参加する機会を設けるとともに、継続的に管理捕獲に従事する中核的な人材が一定数確保される等、統制のとれた捕獲作業が実施される体制づくりが促進した。

2016（平成 28）年度以降、狩猟免許試験合格者数は微増傾向にあり、わな猟免許が第一種銃猟免許の合格者数を常に上回っている。また、近年ではわな猟免許所持者数が第一種銃猟免許所持者数を超える勢いである。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

第4次計画に基づく取組により、保護管理区域においては、捕獲場所でのシカ生息密度が減少傾向を示し、継続して捕獲を実施している場所では植生回復が見られるようになった一方で、依然として丹沢山地全体での植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。

また、第4次計画における定着防止区域では、箱根山地でのシカの増加に歯止めがかからず、定着と分布の拡大が進んでおり、植生に明らかな影響が生じ始めている状況となっている。

そこで、今次の計画では、第4次計画で実施してきた丹沢山地全体での植生回復に向けて、シカの生息や植生の状況に応じた個体数調整や森林整備等の生息環境管理、地域ぐるみの被害防除対策及び山地でのシカ増加の抑制と農地周辺での農林業被害の防止の取組を継続するとともに、これらが長期にわたり持続可能となる仕組みづくりに取り組む。

2 計画の目標

次の4つを目標とする。

(1) 生物多様性の保全と再生

シカによる過度の利用圧により植生劣化等が生じている地域において、利用圧を軽減して土壌保全や植生回復を図ることで生物多様性を保全・再生する。

(2) 丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続

丹沢山地でシカ地域個体群が絶滅することなく、かつ高密度化による生息環境の劣化等が生じないように安定的に存続させる。

(3) 農林業被害の軽減

農地周辺にシカが定着している地域等において、シカの定着を解消し、シカによる農林業被害を軽減する。

(4) 丹沢山地以外でのシカ定着の防止

保護管理区域以外の地域において、山地におけるシカの増加を抑制し、シカによる森林への影響を防止するとともに、農地周辺におけるシカの定着を防止し、農林業被害を軽減する。

3 ゾーニングの考え方と管理方針

(1) 保護管理区域



図3-1 目標のイメージ

保護管理区域を土地利用や被害等の状況に応じて「自然植生回復エリア」、「生息環境管理エリア」、「被害防除対策エリア」の3つのエリアにゾーニングする（図 3-2）。

ア 自然植生回復エリア

丹沢山地の主に高標高域（概ね 800m 以上）に位置し、主稜線部の丹沢大山国定公園特別保護地区を中心とするエリアである。丹沢山地の主稜線部にあって、丹沢大山国定公園の中核的地域として人為的な改変を避けて優れた自然環境が保全されている。

このエリアでは、シカによる過度の採食圧によって林床植生の劣化が顕在化していることから、シカの生息密度を低減し、林床植生を早期に回復させることを目標に、主に県が主体となって管理捕獲を中心に管理事業を実施する（表 3-1）。

イ 生息環境管理エリア

スギやヒノキの人工林が広がる中標高域（概ね 300～800m）に位置し、丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の特別地域を中心とするエリアである。人工林や二次林において、水源の森林づくり事業等により、森林整備が行われている。

このエリアをシカの主要な生息域として位置付け、林床植生の衰退が生じないレベルでシカを安定的に生息させることを目標として、主に県が主体となってシカ管理捕獲と森林整備を連携した管理事業を実施する（表 3-1）。

ウ 被害防除対策エリア

主に山麓部（概ね 300m 以下）に位置し、保護管理区域のうち、自然植生回復エリア及び生息環境管理エリア以外のエリアである。農地及び市街地が広がり、人の経済活動が活発な地域である。

このエリアでは、農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と管理捕獲を中心に管理事業を実施する（表 3-1）。

(2) 定着防止区域

保護管理区域の周辺域に位置し、箱根、小仏の各山地と農地周辺域を含む地域である。

定着防止区域では、農地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と管理捕獲を中心に管理事業を実施するとともに、山地におけるシカの増加を抑制し、森林の植生への影響を防止するために、他の主体による捕獲が実施されていない高標高の稜線域で、必要に応じて県が管理捕獲を実施する（表 3-1）。

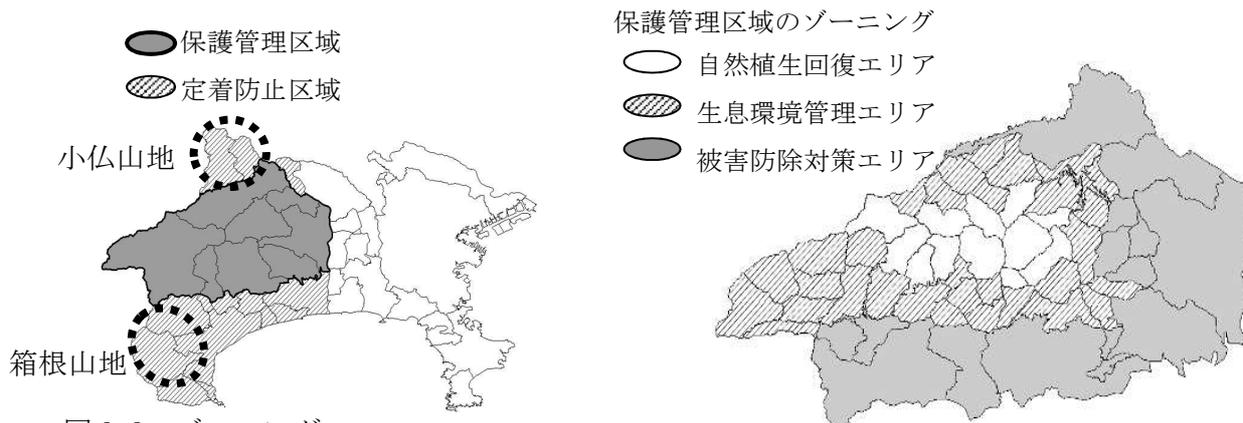


図 3-2 ゾーニング

4 重点的な取組方向

(1) 保護管理区域－自然植生回復エリア（主に高標高域）

林床植生の回復に向けて、高標高の稜線部等において第4次計画期間中にWLRが実行性を確認した方法を活用し、WLR及び認定鳥獣捕獲等事業者等の高度な技術を持つ者による捕獲を実施する(表3-1)。

(2) 保護管理区域－生息環境管理エリア（主に中標高域）

シカの主要な生息域として林床植生の衰退が生じないレベルでシカが安定的に生息する状況を目指して、第4次計画期間中に進めてきたシカの管理捕獲と森林整備を連携させた取組をさらに推進するとともに、持続可能な管理に繋げるため、森林管理者が主体的に捕獲を実施する取組を進める(表3-1)。

(3) 保護管理区域－被害防除対策エリア（主に山麓部）

農林業被害の軽減に向けて、市町村等が主体となって管理捕獲を継続するとともに、第4次計画に基づく取組で成果のあった地域主体の取組を進展させ、地域ぐるみによる被害防除対策の推進に重点的に取り組む(表3-1)。

(4) 定着防止区域

箱根山地等では、シカの増加による林床植生の衰退を防ぐため、他の主体による捕獲が実施されていない高標高の稜線域で、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。また、従前よりも高い捕獲圧が必要と考えられることから、国立公園管理者等（表記を環境省と調整中）の多様な主体による捕獲の実施に向けて取組を進める。

さらに、農地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減するため、シカが増加傾向にある地域において、シカに対応した防護柵の設置等、市町村等が実施する被害防除対策の取組を強化する(表3-1)。

表 3-1 区域（エリア）ごとの取組

区域（エリア）		主な目標	主な取組	重点的な取組
保護管理区域	自然植生回復エリア	シカの生息密度を低減し、植生を早期に回復	県がシカ管理捕獲を実施	高度な技術を持つ者による管理捕獲の仕組みを検討
	生息環境管理エリア	林床植生の衰退が生じないレベルでシカを安定的に生息	県及び森林管理者がシカの管理捕獲と森林整備を連携して実施	森林管理者による主体的な捕獲の実施
	被害防除対策エリア	農地周辺でのシカ定着を解消し、農林業被害を軽減	市町村等が被害防除対策とシカ管理捕獲を実施	地域ぐるみによる被害防除対策の推進
定着防止区域	（箱根山地・小仏山地）	農地周辺でのシカ定着を解消し、農林業被害を軽減	市町村等が被害防除対策とシカ管理捕獲を実施	従前の取組の強化
		山地におけるシカの増加を抑制し、森林への影響を防止	他の主体による捕獲が実施されていない高標高の稜線域で必要に応じて県が管理捕獲を実施	国立公園管理者等（表記を環境省と調整中）の多様な主体による捕獲実施の取組
	（上記以外）	農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減	市町村等が被害防除対策とシカ管理捕獲を実施	従前の取組の強化

5 モニタリングと進捗管理

個体数調整及び生息環境管理の事業の成果を把握するため、シカの生息状況と生息環境に関するモニタリングを実施する。また、農家等からの被害報告に基づき、農林業被害状況を把握する。

モニタリングで得られた情報を、保護管理区域では地形や植生等を考慮して区分した18の大流域と56の管理ユニット単位、定着防止区域では市町村単位で集積する。

モニタリングで得られた情報は、神奈川県鳥獣総合対策協議会において科学的に評価し、効果的な事業実施に活用するとともに、必要に応じて、計画・事業の見直しを行う。

6 実施体制

(1) 計画の実施体制

計画の実施にあたっては、参考資料14のとおり、国、県、市町村、農林業団体、狩猟者団体、農業者、地域住民、自然保護団体等が連携しながら行う。

県は各地域、団体の主体的な取組に対して財政的支援や技術的支援を行うとともに、各地域県政総合センターに設置されている地域鳥獣対策協議会において、広域的な個体

数調整や被害防除等の対策の連携及び体制整備について検討を進める。

(2) 事業実施計画の策定

県は、管理事業を円滑に推進するため、毎年度「神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）を次の手順により定める。

市町村は、県と協力して事業実施計画原案を作成し、地域鳥獣対策協議会に提出し、県は地域鳥獣対策協議会による協議を経て各地域の事業実施計画案を作成する。

県は、県が主体となって行う取組に係る事業実施計画案を作成するとともに、各地域の事業実施計画案をとりまとめ、神奈川県鳥獣総合対策協議会における検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

(3) 計画実施の評価

計画に基づいて実施する管理事業等の評価は、毎年度、神奈川県鳥獣総合対策協議会において行う。

評価にあたって、神奈川県鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会は、モニタリング結果等をもとに生息状況や管理事業の検討、評価を行う。また、神奈川県ニホンジカ保護管理検討委員会は、管理事業の実施状況及びモニタリング結果をもとに科学的な検討と助言を行う。

(4) 関係都県との連携

隣接する東京都、山梨県、静岡県等と生息状況、被害状況、捕獲状況等についての情報交換や研究協力を行う。

また、都県境を越えたシカの行動特性について、調査を検討・実施する等、相互に連携した取組を推進する。

(5) 関係計画との連携

「第4期丹沢大山自然再生計画」、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」、「かながわ生物多様性計画」等関連する計画と連携を図りながら進める。

第4章 管理事業

1 区域（エリア）別の実施目標と管理事業

(1) 保護管理区域〈自然植生回復エリア〉

ア 実施目標

このエリアではシカの生息密度を低減し、林床植生を早期に回復させることを目標としている（第3章3(1)ア）。

これまでの取組により一部の地域で林床植生が回復してきている状況が確認されているが、回復状況は十分ではない。植生回復には非常に長い時間がかかることが見込まれるため、取組を継続し、より一層の植生回復を目指す必要がある。

そこで、植生回復の状況を表わす実施目標を設定することとする。

植生回復の状況については、植生定点調査により林床植生の植被率、稚樹の高さの変化や種組成（植物種の構成）の変化等を調査するが、このうち面的な植生回復の状況を表す「林床植生の植被率」を実施目標の指標とする（表4-1）。

表4-1 自然植生回復エリアにおける実施目標

目標達成状況の指標	現状 (H28～R4)	目標※ (R5～R8)
林床植生の植被率が50%以上の地点数	15地点／25地点	21地点／25地点

※第4次計画の目標を達成できなかったため、目標値は据え置く。

第4次計画策定時の目標値の考え方：このエリアでは、調査地点25地点中、植被率50%以上の地点が14地点（第4次計画策定時点）と過半数を占めていることから、50%以上の地点数を1.5倍とすることを実施目標として設定した。

イ 管理事業

(7) シカの生息密度を低減するための管理捕獲

シカの生息密度を低減するため、シカの高密度状態が継続することにより、自然植生が劣化している場所を中心に管理捕獲を実施する（シカが生息する状況の目安：区画法による生息密度0～5頭/km²）。

これまで捕獲が進まなかった高標高の稜線部等の捕獲困難域でWLRが実行性を確認した忍び捕獲等の捕獲方法を活用し、WLR及び認定鳥獣捕獲等事業者等による捕獲を実施する。

また、稜線部で実施される植生保護柵設置や土壌保全対策等のブナ林再生の取組とも連携して捕獲を実施する。

(4) 効率的な捕獲方法の検討

継続的な捕獲をした地域で、生息密度の低下やシカの捕獲への慣れにより、捕獲効率が低下した地域において、巻狩りの効率化や単独捕獲等、効率的な捕獲手法を検討し、実施する。

(ウ) 植生保護柵等の設置

稜線部等で、シカの利用圧から植生を保護する柵等を設置し、管理捕獲と連携しながら植生回復及び土壌保全を図る。

(2) 保護管理区域〈生息環境管理エリア〉

ア 実施目標

このエリアはシカの主要な生息域として、林床植生の衰退が生じないレベルでシカを安定的に生息させることを目標としている（第3章3(1)イ）。

自然植生回復エリアに比べると植生回復は限定的な状況にある。植生回復には非常に長い時間が見込まれるため、取組を継続し、シカの生息環境として、シカ管理捕獲と森林整備を連携しながら、林床植生の回復を図っていくことが必要である。

自然植生回復エリア同様に、このエリアにおいても「林床植生の植被率」を実施目標の指標とする（表4-2）。

表4-2 生息環境管理エリアにおける実施目標

目標達成状況の指標	現状 (H28～R4)	目標※ (R5～R8)
林床植生の植被率が25%以上の地点数	9地点／27地点	15地点／27地点

※ 第4次計画の目標を達成できなかったため、目標値は据え置く。

第4次計画策定時の目標値の考え方：このエリアでは、調査地点27地点中、植被率25%以上の地点が10地点（第4次計画策定時点）、50%以上の地点が5地点（第4次計画策定時点）と、自然植生回復エリアと比べ植生回復が限定的であることから、林床植生の植被率が25%以上の地点数を増やし、現状の1.5倍とすることを実施目標として設定した。

イ 管理事業

(7) シカ管理捕獲と森林整備との連携

水源の森林づくり事業等の森林整備の実施は、土壌保全等公益的機能の向上を図り、あわせて、シカ等の生息環境改善に資する。このため、森林整備を着実に進めていくとともに、効率的に整備効果が発揮されるよう、シカの高密度化により林床植生の回復が阻害されている整備地や阻害される恐れのある整備地においては、シカの生息状況や林床植生の状況等のモニタリングを行いながら、計画的に管理捕獲を実施する。また、森林整備等でシカのエサとなる植物が増えることで、シカの高密度化につながる可能性もあるため、シカ生息状況を踏まえた整備や対策を進めるとともに、持続可能な管理がなされることを目指し、土地管理者によるシカ管理の取組を進める。

なお、シカの生息状況や森林整備状況により、適正な生息密度は異なるため、箇所ごとの状況に応じた個体数調整を実施する（シカが生息する状況の目安：区画法による生息密度8頭/km²程度）。

(イ) 自然林の植生回復のための管理捕獲

このエリアにも自然林（二次林を含む。）が分布しているため、森林整備地（ア）で管理捕獲を実施する場所）以外の場所で、シカの高密度化により林床植生が劣化している場所においても、シカの生息状況や植生の衰退状況により、必要な管理捕獲を実施する（シカが生息する状況の目安：区画法による生息密度5頭/km²程度）。

(ウ) 猟区での適正な管理捕獲の実施

猟区管理者や関係者間で猟区のシカ生息状況に関する情報を共有し、猟区狩猟による適正な個体数管理が行われるように調整を行っていく。

(エ) 植生保護柵等の設置

このエリアにおいても、必要に応じて植生保護柵等を設置し、管理捕獲と連携しながら植生回復及び土壌保全を図る。

(3) 保護管理区域〈被害防除対策エリア〉

ア 実施目標

このエリアでは、農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標としている（第3章3(1)ウ）。

これまでの取組により捕獲場所でのシカの生息密度はやや減少傾向にあると推定され、一部の地域では、地域主体の被害防除対策の取組が進展した。なお、長期的に農業被害額の低減には至っていないものの、支援を行った地区の多くで農業被害が減ったという声が聞かれている。

今後、第4次計画期間中に効果が見られた地域ぐるみの対策に取り組む地域を拡大することにより、農林業被害の軽減を図っていくことが必要である。

そこで、県や市町村の支援により、地域ぐるみの対策に取り組んでいる地区数を増加させることを実施目標とする（表4-3）。

表4-3 被害防除対策エリアにおける実施目標

目標達成状況の指標	現状 (H29～R4)	目標
県や市町村の支援により地域ぐるみの被害防除対策に取り組んでいる地区数	14 地区	地区数の増加

イ 管理事業

(ア) 地域主体での被害防除対策の取組の促進

効果的な被害防除対策実施のためには、防護柵の設置や耕作放棄地での藪刈りなどに地域の農業者や市町村等が連携・協力し、地域ぐるみで対策を行うことが重要であることから、県や市町村等による被害対策に関する情報提供や技術的支援等により、地域での主体的かつ総合的な取組を促進する。

(イ) 農地周辺でのシカの定着解消のための管理捕獲

農地周辺でのシカの定着を解消することを目標にして、計画的に管理捕獲を行う。また、銃器の使用が困難な農地周辺等においてわなを使用した捕獲を推進するとともに、農家等が自らわな捕獲に取り組めるよう、農業従事者の狩猟免許取得や、免許取得者が地域の捕獲の担い手へ定着することを促進する。

(4) 定着防止区域

ア 実施目標

この区域では、山地でのシカの増加抑制による森林への影響の未然防止と農林業被害の軽減を目標としている（第3章3(2)）。

現状、シカの増加に歯止めかかっておらず、箱根山地で植生に明らかな影響が生じ始めていることから、第4次計画で取り組んできた農地周辺でのシカの定着等による農林業被害の拡大防止及び箱根山地等でのシカによる林床植生の衰退を防ぐことを継続して取り組む。

実施目標の指標は設定せず、山地における森林への影響を未然に防止するためのシカの増加抑制と、農林業被害軽減のための農地周辺におけるシカの定着防止を実施目標とする。

イ 管理事業

(7) 地域主体での被害防除対策の取組の促進

効果的な被害防除対策実施のためには、防護柵の設置や耕作放棄地での藪刈りなどに地域の農業者や市町村等が連携・協力し、地域ぐるみで対策を行うことが重要であることから、県や市町村等による被害対策に関する情報提供や技術的支援等により、地域での主体的かつ総合的な取組を促進する。

また、この区域ではシカに対処できる防護柵の設置が十分でないと考えられることから、シカに対する被害防除対策についての技術的支援及び普及啓発を推進する。

(4) 農地周辺でのシカの定着防止のための管理捕獲

農地周辺でのシカの定着を防止することを目標にして、計画的に管理捕獲を行う。また、銃器の使用が困難な農地周辺等においてわなを使用した捕獲を推進するとともに、農家等が自らわな捕獲に取り組めるよう、農業従事者の狩猟免許取得や、免許取得者が地域の捕獲の担い手へ定着することを促進する。

(ウ) 箱根山地、小仏山地における対策

a 箱根山地

箱根山地では、シカの定着が進んでおり、生息密度の増加により部分的な林床植生が衰退する懸念があるため、継続的かつこれまでよりも高い捕獲圧をかけていく必要がある。しかしながら、従前の捕獲体制ではこうした取組が困難なことから、これまでの捕獲主体に加えて、国立公園及び国有林の管理者等の多様な主体により森林や植生への影響を未然に防止する対策を促進し、管理捕獲やモニタ

リング等を実施する。

なお、箱根地域一帯は富士箱根伊豆国立公園に指定されていることから、この地域では環境省等関係機関と連携を図りながら取組を進める。

b 小仏山地

小仏山地では、隣接都県からシカの移入を受けやすい地理的環境にあるため、モニタリングによる生息状況等の把握を行い、市へ情報提供していく。

(I) シカの定着を防止するための予防的な植生保護柵設置

間伐等の森林整備実施地、木材生産による皆伐地、伐採後の植林地等においては、シカが好む植生となりやすいことから、必要に応じて植生保護柵の設置等の予防的対策を実施する。

また、関係機関による自然林への植生保護柵の設置計画があることから、その内容について情報の共有をしていく。

2 区域（エリア）別の役割分担

個体数調整（管理捕獲）、生息環境管理、被害防除対策に係る実施主体については、基本的に表 4-4 のとおりとする。

表 4-4 取組の役割分担

区域	実施地等	実施主体		
		個体数調整 (管理捕獲)	生息環境 整備	被害防除 対策
保護管理区域	主に鳥獣保護区内で自然植生劣化の 見られる管理ユニット (主に自然植生回復エリア)	県	県	県
	水源林等森林整備実施地及びその周 辺域 (主に生息環境管理エリア)	多様な主体	多様な主体	多様な主体
	農林業被害地及びその周辺域 (主に被害防除対策エリア)	市町村	—	市町村
定着防止区域	シカの定着が見られる森林地域 (箱根山地)	多様な主体	—	多様な主体
	農林業被害地及びその周辺域 シカ目撃地周辺	市町	—	市町

※「多様な主体」＝県、市町村、県管理森林担当部局及び国立公園や国有林管理者である環境省、森林管理署等

3 個体数調整

(1) 個体数調整の基本的考え方

個体数調整は、県及び市町村等による管理捕獲と、狩猟により実施する。シカによる農林業等被害を受けている者又は被害を受けている者から依頼された者が個別の被害防止のために行う有害鳥獣捕獲についても管理捕獲として扱うこととする（表 4-6）。また、個体数調整を効果的に行うためには、メスジカの捕獲が重要であることから、個体数調整にあたってはメスジカ捕獲を推進する。

第4次計画では、個体数調整の基数を2015（平成27）年度に推計した計画対象区域全体での推計生息数中央値4,709頭として個体数調整を実施した。

計画の策定にあたっては、過年度の捕獲数や生息密度等調査結果から、ハーベストベースドモデルに基づく階層ベイズ法により個体数を推計した。2020（令和2）年度末時点の個体数を推計した結果、90%の信用区間で保護管理区域の推計生息数が3,825～9,681頭、定着防止区域（箱根山地・大磯丘陵地）が786～5,360頭、定着防止区域（小仏山地）が1,259～4,850頭であった。

各年度の個体数調整の計画は、階層ベイズ法による推計結果から得られる個体数の増減傾向を基に、生息密度調査結果や捕獲状況等を勘案して立てる。

(2) 個体群維持の規模

丹沢山地と県外の隣接山地でシカ分布は連続していると考えられ、個体の交流はあるものと推測される。しかしながら、丹沢山地に生息しているシカは、隣接山地と遺伝的に分化している可能性も指摘されている（丹沢大山総合調査報告書2007）ため、現段階では、隣接山地との遺伝的交流を確保しつつ丹沢地域個体群として維持していく必要がある。

現在の生息状況を踏まえると本計画期間中に丹沢地域個体群の絶滅を考慮する状況にはないと考えられるが、長期的には、環境省が作成した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）2016年3月」の記述に基づき、暫定的にIUCNの指針を参考に「絶滅のおそれのある地域個体群規模（成熟個体1,000頭）」を下回らない規模で個体群を維持することとする。

(3) 管理捕獲（実施主体が県）の方法

ア 自然植生回復目的の管理捕獲

保護管理区域の自然植生回復エリア及び生息環境管理エリアにおいて、管理ユニットごとの植生の劣化状況等に応じて県が管理捕獲を実施する。管理捕獲の方法は、猟犬を用いた銃器による方法のほか、山稜部等では猟犬を使用しない少人数による捕獲の手法を併用する。

また、WLRにより実行性が確認された捕獲方法を活用して、認定鳥獣捕獲等事業者等の高度な技術者等による個体数調整の仕組みを検討する。

イ 生息環境整備の基盤づくりとしての管理捕獲

保護管理区域の生息環境管理エリアを中心に、水源の森林づくり事業等の効果を発揮させ、シカ等の生息環境整備の基盤をつくるため、森林整備が実施されている場所やその周辺部において、森林整備の実施状況やシカの生息状況等に応じて県管理森林担当部局が管理捕獲を実施する。管理捕獲の方法は、猟犬を用いた銃器及びわなによる方法を基本とする。

ウ 定着防止区域における森林影響防止のための管理捕獲

定着防止区域のうち、箱根山地において、シカによる森林への影響を未然に防ぐため、シカの定着が見られる他の捕獲主体による捕獲が実施されていない箱根山地の森林域の稜線部で県が管理捕獲を実施する。管理捕獲の方法については、シカの生息状況を把握した上で、猟犬を用いた銃器による方法など試験的な捕獲を重ね、この地域に適した捕獲方法を検討する。

(4) 管理捕獲（実施主体が市町村）の方法

保護管理区域の被害防除対策エリア及び定着防止区域において、農林業被害の状況に応じて、市町村が被害を軽減するために管理捕獲を実施する。農地周辺域に定着した個体から優先的に捕獲することとし、銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体を捕獲するため、わなによる捕獲を推進する。

(5) 管理捕獲（有害鳥獣捕獲）の方法

シカによる農林業等被害を受けている者、又は被害を受けている者から依頼された者が個別の被害防止のために行う有害鳥獣捕獲は、わなにより実施する。

(6) 狩猟規制の緩和

効率的に個体数調整を行うため、第3次計画に引き続き、シカ猟に係る規制を表4-5のとおり緩和するとともに、狩猟者に対してメスジカ捕獲を呼びかけ、メスジカ捕獲を推進する。なお、シカ猟における狩猟期間は11月15日から翌年2月末日までに延長することとするが、捕獲状況やモニタリング結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

表4-5 シカ猟に係る規制

可猟域の区分	1人1日当たりの捕獲頭数	狩猟期間
猟区 (主に生息環境管理エリアに含まれる)	制限なし (猟区設定者の定める猟区管理規程による)	10月15日から翌年3月15日まで (開猟日は、猟区設定者の定める猟区管理規程による)
猟区以外の可猟域* (主に被害防除対策エリア及び定着防止区域に含まれる。)	制限なし	11月15日から翌年2月末日まで

* 可猟域：鳥獣保護管理法第11条による狩猟可能区域をいう。

【参考：鳥獣保護管理法に基づく規制内容】

- ・1人1日当たりの捕獲頭数：1頭まで
- ・狩猟期間：11月15日から翌年2月15日まで（猟区は10月15日～翌年3月15日）

(7) 非鉛弾使用の推奨

個体数調整の実施にあたり装薬銃を使用する場合には、水鳥や猛禽類の鉛中毒への影響を鑑み、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用を推奨する。

(8) 担い手の育成

管理捕獲の担い手の確保のため、狩猟経験のない、または経験の浅い者を対象に巻狩り等の実猟を体験してもらう「かながわハンター塾2ndステージ」を実施する。また、民間事業者等への委託による管理捕獲では、管理捕獲の目的を理解し、継続的に管理捕

獲に従事する意欲のある狩猟免許所持者を育成するとともに、農地周辺部等におけるわなによる捕獲を推進するため、農業従事者等の狩猟免許取得や、免許取得者が地域の捕獲の担い手として定着することを促進する。

さらに、若年者を中心に狩猟に対する関心を高め、銃猟免許の取得促進を図るほか、免許取得者が地域の捕獲の担い手として定着することを促進する。

(9) 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理に当たっては、原則として、捕獲個体を山野に放置することなく適正に処分し、捕獲個体情報の収集のため、必要な計測、試料採取を行うよう努める。

また、捕獲したシカを食肉や皮革等の地域資源として有効活用することについて、地域が主体となった取組を必要に応じて支援する。

(10) 指定管理鳥獣捕獲等事業

県が実施主体となって行う管理捕獲について、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する。実施に際しては、事業の具体的な内容について、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定める。

4 生息環境管理

(1) 生息環境整備

主に生息環境管理エリアにおいて、林床植生の衰退が生じないレベルで地域個体群を安定的に存続させるため、水源の森林づくり事業等の森林整備を行うことにより、土壌保全等公益的機能の向上を図るとともに、シカ等の生息環境の改善に資する。具体的には、人工林の間伐や混交林化等により、林床植生の回復や広葉樹の導入を図る。

なお、森林整備等でシカのエサとなる植物が増えることで、シカの高密度化につながる可能性もあるため、森林整備の実施に当たっては、シカの生息状況を踏まえた整備内容の検討をするとともに、伐採地へのシカの侵入を防止する植生保護柵の設置及び森林管理者による捕獲等を組み合わせて実施する。

(2) 植生保護対策

丹沢山地の山稜部等において、シカの採食等から林床植生を保護する植生保護柵等を設置し、植生の保護及び土壌保全を図る。

5 被害防除対策

(1) 地域が主体となって取り組む対策の促進

農業者、農林業団体、市町村等は連携・協力し、防護柵の設置や農地周辺でシカの隠れ場所となりやすい藪の除去、廃棄作物の処分等、地域の状況に合った取組を行う。

市町村及び県は、地域ぐるみの対策に必要な知識、技術が蓄積し、取組が自立的に行われるよう支援を行う。

(2) 地域鳥獣対策協議会を通じた情報共有・連携

地域における被害防除対策を効果的に進めるため、市町村、農林業団体、狩猟者団体、

県等は、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会において、被害防除対策の推進に必要な情報の共有や連携・調整を図る。

(3) 専門性の高い技術的支援

県は、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員を配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供や技術指導等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する。

6 モニタリング

管理事業に必要な項目について、モニタリングを定期的実施し、神奈川県鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会及び神奈川県ニホンジカ保護管理検討委員会においてモニタリングの結果を評価し、効果的な管理事業の実施に活用するほか、必要に応じて計画及び事業の見直しの検討を行う。

(1) 生息状況

捕獲情報等による分布調査、区画法や糞塊法、自動撮影カメラによる調査等による定期的な生息密度調査、生息動向調査を実施する。

また、生息状況調査や捕獲状況のデータに基づき、個体数推計を実施する。

(2) 生息環境

シカの採食による影響を受けて衰退した自然植生の回復状況や森林整備箇所での林床植生の回復状況を把握するため、植生定点調査を実施し、植生保護柵の内外の林床植生の植被率、稚樹の高さ、植物種の組成等の変化などを調査する。

(3) 被害状況

農林業被害の状況を把握するため、「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」により被害品目、被害面積、被害量等の情報を収集するとともに、農林業被害軽減目的の管理捕獲実施時のシカを目撃情報等の活用など、間接的な指標を用いて被害状況の把握に努める。

(4) 個体群の状況

狩猟者からの出猟日、捕獲日、捕獲場所及び雌雄別の捕獲頭数などの報告を徹底するとともに、栄養状態等の個体群特性を把握するため、管理捕獲個体から妊娠の有無等の各種情報の収集に努める。

(5) 調査結果の分析等

上記各種モニタリング結果を基に、個体数調整等の実施状況と生息密度や個体の移動等の変化の関係、生息密度の変化等と林床植生の回復の関係等を分析し、事業効果の評価を行って対策の見直しに活用するとともに、効果的な管理手法について検証する。

また、管理事業の実施に当たって必要な手法等の研究を進める。

調査の実施や分析、手法等の研究にあたっては、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県試験研究機関、大学、自然保護団体等の協力を得て実施する。

7 広報・普及啓発

県は適正なシカ管理を推進するために、シカに関する問題や対策の必要性、シカ管理の考え方、目標、取組の状況などについて、広報と普及啓発を行うことにより、県民の理解を深め、対策への協力が得られるように努める。

8 市街地出没対応

近年、シカやイノシシ等の大型獣類が市街地に出没する事案が全国的に生じている。本県においても、出没事案が発生していることから、関係機関が連携した対策を行えるよう「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」を令和4年3月に策定した。このマニュアルに基づき、人身被害等の事故を防ぐことに努める。

9 ICT技術等の活用検討

県は、被害対策を行う現場で、地域の担い手が持続的に対策に取り組めるよう、市町村や研究機関、大学民間事業者等と連携し、ICT技術等を活用した対策手法について検討を行う。